

那珂川町役場の取り組み

「地球温暖化防止実行計画」（平成22年3月策定）に基づき、職員が取り組みを実行する。

《温室効果ガスの削減目標》

町が実施する事務及び事業により排出された温室効果ガス総排出量の削減目標は、基準年度から6%削減する。

基準年度：平成20年度 目標年度：平成26年度

《具体的な取り組み》

事務事業の執行において、環境への負荷を低減するために、職員が取り組む事項は次のとおりとする。

1 庁舎管理と事務執行

(1) 電気使用量の抑制

- ①照明の適正な使用
- ②事務機器の適正な使用
- ③冷暖房の適正な使用

(2) 水道使用量の抑制

節水及び水の有効利用の推進

(3) 庁舎燃料使用量の抑制

冷暖房の適正な使用

(4) その他庁舎の維持管理

- ①庁舎から排出される環境汚染物質の適正な管理
- ②庁舎敷地内等の緑の保全と美観の保持

2 物品の使用とリサイクル

(1) 用紙類の合理的な使用

- ①用紙類のより合理的な使用
- ②再生紙の購入、使用拡大

(2) 物品の合理的な購入と使用

- ①物品の節約及び長期的な使用
- ②環境への負荷が少ない製品の購入・使用の推進

(3) 自動車の合理的な使用

- ①環境に配慮した自動車の適切な使用
- ②低燃料車・低公害車の積極的な導入
- ③職員の通勤等における公共交通機関等の利用

(4) 廃棄物の減量化とリサイクル

- ①廃棄物量の削減及び分別回収によるリサイクルの推進
- ②廃棄物の排出量の把握と減量化の推進
- ③適正処理困難物の適切な処分
- ④下水汚泥の再資源化

3 建設事業（維持補修含む）の実施

(1) 建築物の建築などにおける配慮

- ①省エネルギー・新エネルギー構造、設備の導入
 - ア、省エネルギー構造、設備
 - イ、新エネルギー設備
- ②環境に配慮した建築材料、機器等の使用
- ③周辺自然環境等との調和を考慮した敷地内の緑化の推進

(2) 建設副産物の発生抑制・再利用・適正処理

- ①建設副産物の発生の抑制、リサイクルの促進、
 - ア、発注者として建設副産物の発生の抑制に努めるとともに、リサイクル原則化ルールに基づき、建設副産物の有効利用に努める。
 - イ、工事間において建築副産物の相互利用ができるように、工種、工期等の調整を図る。
- ②建設副産物の適正処理